令和８年度物品購入等における入札執行方法について

令和８年度の物品購入（印刷物を含む。）及び製造請負の条件付一般競争入札を執行するに当たり、入札参加資格のうち地域要件、納品実績等については次のとおりとする。

１　地域要件

地域要件は、原則として厚木市内に本店（主たる事業所（かながわ電子入札共同システムにおける主たる事業所のことをいう。以下同じ。））又は支店・営業所等の受任地（かながわ電子入札共同システムにおける受任地のことをいう。以下同じ。）があることとする。

２　地域要件の例外

(1) 営業種目による例外

ア　次の営業種目（かながわ電子入札共同システムにおける営業種目をいう。以下同じ。）の入札参加資格があることを条件として執行する案件については、入札参加者が十分確保できると予想されるため、地域要件は厚木市内に本店（主たる事業所）があることとする。

(ｱ) 機械工具、什器、運動用品、看板、消防防災用品、工事用材料等

※　設計金額2,000万円未満の案件に限る。

(ｲ)　軽印刷、端物印刷、事務機器、文房具・事務用品、金物雑貨、家庭用電気機器、教材・教具

※　設計金額150万円未満の案件に限る。

イ　次の営業種目の入札参加資格があることを条件として執行する案件については、入札参加者が十分確保できないことが予想されるため、地域要件は設計金額に応じて次のとおりとする。

<table>
<tr><th>No.</th><th>設計金額
営業種目</th><th>80万円超え
300万円未満</th><th>300万円以上
2,000万円未満</th><th>2,000万円以上</th></tr>
<tr><td>1</td><td>フォーム印刷</td><td colspan="3">市内・準市内・県内</td></tr>
<tr><td>2</td><td>特殊印刷</td><td>市内・準市内</td><td colspan="2">市内・準市内・県内</td></tr>
<tr><td>3</td><td>楽器</td><td colspan="3">市内・準市内・県内</td></tr>
<tr><td>4</td><td>印章</td><td>市内・準市内</td><td colspan="2">市内・準市内・県内</td></tr>
<tr><td>5</td><td>自動車</td><td colspan="3">市内・準市内・県内・県外</td></tr>
<tr><td>6</td><td>医療機器</td><td>市内・準市内</td><td colspan="2">市内・準市内・県内</td></tr>
<tr><td>7</td><td>通信機器</td><td colspan="2">市内・準市内</td><td>市内・準市内・県内・県外</td></tr>
<tr><td>8</td><td>産業用薬品</td><td colspan="3">市内・準市内・県内</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の物品</td><td colspan="3">市内・準市内・県内・県外</td></tr>
</table>

(2) 調達物品による例外

ア　次の物品を調達する案件については、入札参加者が十分確保できないことが予想されるため、地域要件は次のとおりとする。

No.	物品名（営業種目）	地域要件
1	社会科副読本、地図・白図（オフセット印刷）	市内・準市内・県内
2	共通納付書・共通督促状・口座不能通知（フォーム印刷）	市内・準市内・県内・県外
3	偽造防止用紙（特殊印刷）	市内・準市内・県内
4	折畳み式ゴミ収納枠（金物雑貨）	市内・準市内・県内・県外
5	簡易印刷機用インク・簡易印刷機用マスターペーパー（事務機器）	市内・準市内・県内

イ　ア以外の物品の調達において、仕様、特殊性等の理由によって入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、営業種目ごとの定めによらず地域要件を定めることがある。

【地域要件の定義】

地域要件	説　明
市内	厚木市内に本店（主たる事業所）がある者
準市内	厚木市内に支店・営業所等の受任地がある者
県内	厚木市を除く神奈川県内に本店（主たる事業所）又は支店・営業所等の受任地がある者
県外	神奈川県外に本店（主たる事業所）がある者

(3) 複数の営業種目を定めた場合の例外

二つ以上の営業種目を定めた場合の地域要件は、地域要件が最も広い営業種目の地域要件とする。

(4) 入札不調による例外

入札が不調となった案件を再度公告する場合は、地域要件を拡大することがある。

２　納品実績等

納品実績は、事業者の地域要件の区分に応じて次のとおりとする。ただし、調達物品（印刷物及び製造請負を除く。）のメーカー等の引受証明書の提出ができる場合は、納品実績は不要とする。

また、これらの定めによらず、調達する物品の仕様、特殊性等の理由によって、別途納品実績等を設ける場合がある。

地域要件の区分	実　績　要　件
市内、準市内	過去３年の間に、同種目において２件以上の納品実績を有すること。
市内、準市内、県内、県外	過去６年の間に、同種目において当該案件の設計金額の１/２以上の納品実績（公告文の調達案件概要書に掲げる金額の納品実績）を有すること。

※１　納品実績は、官公庁又は民間事業者への納品実績とし、引渡しが完了していることとする。

※２　営業種目「軽印刷」で必要とする実績は、「軽印刷」又は「オフセット印刷」の納品実績とする。

※３　営業種目「その他の物品」で必要とする実績は、調達物品と同一又は同種の納品実績とする。

※４　納品実績の確認方法は、原則として契約書の写し等で行う。

※５　入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、区分１の「過去３年の間」とあるのは、最大「過去５年の間」、区分２の「過去６年の間」とあるのは、最大「過去10年の間」までと対象年数を延長することがある。

３　営業種目の設定

営業種目は、調達する物品の性質、用途を総合的に勘案して設定する。なお、総合的に勘案した結果、複数の営業種目を設定することがある。

４　資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限

資本関係又は人的関係にある者同士は、同一入札に参加できない。このため、入札参加時に資本関係又は人的関係にある者同士を申告する必要がある。詳細は「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」を確認してください。

５　その他

(1) 次の場合は、公告文に記載した営業種目の認定を受けており、かつ、地域要件を満たす事業者に対して登録メールアドレス宛に当該案件を案内する。なお、宛先不明等で送信ができなかった場合は、再送信はしない。

ア 再度公告に当たり地域要件を拡大した場合

イ 地域要件を県内又は県外に設定した場合

ウ 通常の公告日（水曜日）以外の日に公告した場合（水曜日が閉庁日である場合は除く。）

エ その他、発注者が必要と判断した場合